

一般競争入札公告事後審査方式共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 登米市から指名停止又は指名留保を受けている期間中でないこと。
- (3) 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年登米市告示第 227 号）第 3 条に規定する次のいずれかに該当しないこと。この場合において、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 - ア 入札に参加する者又は入札に参加する者の役員等が、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が入札に参加する者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - イ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。
 - ウ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等（以下「暴力団関係法人等」という。）に対して、直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与し積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。
 - オ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。
 - キ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを下請負の相手方としたとき。
 - ク 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、市発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団関係法人等であることを知りながら、当該法人等から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設として使用したとき。
- (4) 電子入札に参加する場合は、登米市電子入札実施要領（平成 26 年登米市告示第 21 号）第 4 条第 1 項に規定する利用者登録を行った者であること。

2 入札手続等

(1) 入札参加申請

この入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。

(2) 設計図書等の閲覧

当該入札に係る仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）は登米市契約検査室及び登米市電子入札ポータルサイトにて閲覧に供する。

ア 閲覧の期間及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

イ 設計図書等についての質問は、入札公告記載の期限までに電子入札システムへ入力することとし、回答は電子入札システムにおいて閲覧に供する。ただし、紙入札参加を承諾された場合又は郵便等入札の場合は登米市契約検査室契約係の指定する方法（持参又はFAX等）により質問することとし、閲覧所、FAX等で回答する。

(3) 電子入札において、次のいずれかに該当する場合に限り、紙による入札参加を認めることがある。

ア 電子計算機の障害等により、入札期間の末日までに電子入札を使用した手続きを行うことが困難である場合

イ ICカードが失効、破損等により使用できなくなった場合

ウ ICカードに係る変更手続きにより、入札期間の末日までに電子入札を使用した手続きを行うことが困難である場合

エ その他、特に必要と認められる場合。

(4) (3)による参加を希望する者は、公告日から入札締切日までの間に、登米市ホームページから「紙入札参加承諾願」を取得し提出しなければならない。

(5) (4)の承諾願が提出された場合には、入札手続に支障がないと判断したときに限り紙入札による参加を認め、その旨を通知するものとし、紙入札による参加を認めない場合にあっては、理由を付してその旨を通知するものとする。

(6) (5)により紙入札による参加を認められた者の電子入札システムの使用は認めないものとする。この場合において、既に電子入札システムに記録された情報があるときは、これを無効なものとして取扱うものとする。

(7) (5)により紙入札による参加を認められない者は、入札に参加することができない。

(8) 入札方式並びに開札の日時及び場所等

入札書は、電子入札又は郵便等入札のいずれか指定された方式により提出するものとし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。なお、(5)により紙入札の参加を承諾された場合は、登米市契約検査室契約係の指示する方法により入札書を提出するものとする。

(9) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため確認の必要がある者について行う。

3 入札方法等

(1) 入札書の提出

ア 入札書の提出期間及び提出先は、入札公告に示すとおりとする。

イ 入札書は、郵便等入札にあっては一般書留又は簡易書留郵便のいずれかにより郵

- 送する方法又は提出先の窓口を持参する方法により入札公告に示す提出先に、電子入札にあっては電子入札システムにより提出期限までに到達しなければならない。
- ウ 郵便等入札における入札書の提出に当たっては、次に掲げるところにより入札書の封かん等を行わなければならない。
- a 封筒を2通用い、1通に入札書を入れた上で封かんし、入札書を入れ封かんした封筒（以下「中封筒」という。）をもう1通の封筒に入れた上で封かんすること。
 - b 中封筒の表に入札参加者名及び入札件名並びに開札日を表記すること。
 - c 外封筒（中封筒を入れ封かんした封筒をいう。）の表に入札参加者名及び入札件名並びに開札日を中封筒同様に表記し、入札書在中の旨を朱書きすること。
- エ ウの規定にかかわらず、窓口を持参して入札書を提出する場合は、外封筒を用いなくて提出することができる。
- オ 工事費内訳書及び登米市建設工事総合評価一般競争入札実施要領（平成30年登米市告示第157号）第9条で規定する総合評価技術資料を入札書と併せて提出することを求められた場合は、当該工事費内訳書及び総合評価技術資料は、入札書を入れる中封筒に同封すること。
- カ 電子入札において工事費内訳書及び総合評価技術資料を入札書と併せて提出することを求められた場合は、初度の入札に際し、電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付し、提出すること。
- キ 電報、ファクシミリによる入札書の提出は認めない。ただし、電子入札において紙入札の承諾があり、入札書持参の指示があった場合については、持参による提出とする。
- ク 提出期限を過ぎて到達した入札書は、受理しないものとする。
- ケ 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人（委任状を提出した者）は、開札に立ち会うことができる。郵便等入札の場合にあって、入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 1回目の入札において、予定価格に達しないときは、2回に限り再度の入札を行う。

4 入札保証金 免除する。

5 落札候補者の決定方法

- (1) 最低制限価格制度により最低制限価格を設定した入札においては、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で入札した者を落札候補者とし、入札金額の低い者から順に順位を決定する。
- (2) 低入札価格調査制度により調査基準価格を設定した入札においては、予定価格の制

限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者又は総合評価一般競争入札においては総合評価点の最も高い者から順に落札候補者とする。

- (3) 上記(1)及び(2)で、落札となるべき同価格の入札をした入札参加者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決めるものとする。ただし、総合評価一般競争入札の場合、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格の同じ者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決めるものとする。
- (4) 総合評価一般競争入札の場合、落札候補者が提出した総合評価技術資料の確認審査において不適格と判断した場合は、落札者とししない。

6 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認方法

開札後に、第1順位の落札候補者から順に落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、入札執行者の指定を受けた者は、入札公告に示す書類を提出しなければならない。なお、入札参加資格確認の結果落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認を受けた者を除き、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法

電子入札の場合は電子入札システムにより電子ファイルとして提出すること。電子入札において紙入札を承諾された場合又は郵便等入札の場合は、登米市契約検査室契約係の指定する方法（持参等）により提出すること。

イ 提出期限

入札執行者から入札参加確認書類の提出を求められた日の翌日（登米市の休日を定める条例（平成17年登米市条例第2号）による市の休日を除く。）とする。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加確認書類が提出された日から起算して3日以内（登米市の休日を定める条例による市の休日を除く。）に通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等は、この限りでない。
- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内（登米市の休日を定める条例による市の休日を除く。）に、その理由について書面で問合せをすることができる。
- (5) 上記(4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を登米市契約検査室契約係に提出すること。
- (6) 落札候補者が提出期限内に上記(1)に定める入札参加資格確認のため書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

7 工事費内訳書の提出について

- (1) 建設工事に係る入札については、開札前又は開札後において、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。

- (3) 提出された工事費内訳書の内容を確認するため特に必要があると認めるときは、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることがある。
- (4) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

8 入札の無効

- (1) 登米市契約規則（平成 17 年登米市規則第 41 号）第 16 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (2) 落札候補者が、入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、無効とする。
- (3) 契約締結後において、(1)又は(2)により入札が無効となることが明らかになった場合は、登米市契約検査室契約係の指示に従わなければならない。

9 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。

10 その他

- (1) 入札参加者は、登米市契約規則及び登米市建設工事競争入札心得（建設工事に係る入札に限る。）を遵守しなければならない。

令和 8 年 4 月 1 日
登米市契約検査室